

令和8年度  
栃木県総合教育センター  
社会教育主事講習  
実施要項

令和8(2026)年4月  
栃木県総合教育センター



# 令和8年度 社会教育主事講習実施要項

## 1 講習の概要及び目的

本講習は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号。以下「省令」という。）に基づき、文部科学大臣から委託を受けて実施する講習です。社会教育主事の職務を遂行するために必要な専門的知識、技能を修得させ、社会教育主事となりうる資格を付与することを目的とします。

## 2 講習を行う機関名

栃木県総合教育センター

## 3 講習の期間及び会場

### (1) 期間

- ・オンライン形式：令和8(2026)年7月24日(金)～8月5日(水)
  - ・参集形式：令和8(2026)年8月6日(木)～8月12日(水)
- 詳細は別表1のとおり

### (2) 会場

- ・オンライン形式：受講者の職場や自宅等
- ・参集形式：栃木県総合教育センター（栃木県宇都宮市瓦谷町1070）

## 4 受講予定者数

60名

## 5 受講資格

省令第2条各号のいずれかに該当する者であれば受講できます。

なお、10ページ「受講申込について」に詳細を掲載しています。第何号に該当するか判断できない際は御確認ください。

## 6 受講料

徴取しません。ただし、受講に要する経費（交通費、食費、宿泊費、インターネット受講に要するパソコンや通信費、講習で使用するテキスト代等）は受講者側の負担となります。

※講習で使用するテキストについては、受講決定後に各自でお買い求めください。

（3冊計6,160円）

## 7 講習を行う科目名、単位数、内容・テーマ、教育方法、配当時間数及び担当講師

別表2のとおり

## 8 講習科目の代替について

省令第7条第2項及び第3項の規定により、大学等における科目の既修得単位及び文部科学大臣が定める学修をもって、本講習において受講者が修得すべき科目の単位に替えること（受講科目の一部受講免除）ができます。代替を認定する科目は「生涯学習概論」「社会教育経営論」の2科目とします。（講習をとおした受講者のつながりづくりの観点から、対面での演習を行う生涯学習支援論及び社会教育演習についての代替認定は行いません。）

なお、代替の申請が認められない場合は、該当科目を受講していただくことになります。

## 9 分割受講について

本講習は、受講者のつながりづくりの観点から、分割受講は原則認めておりません。4科目全てを受講していただきます。(科目代替の認定により受講免除された場合を除く。)

## 10 受講の申込

10 ページ「受講申込」に従い申込をしてください。

なお、受講資格によっては、資格証明書類を準備するのに時間がかかるものがありますので、余裕をもって書類の準備をお願いします。

## 11 受講者の選定

文部科学省が定める「社会教育主事講習の実施について（運用指針）」に基づき「社会教育主事講習運営委員会」の議を経て受講者を決定します。決定者には、電子メールにて受講者宛て直接、受講許可証を交付します。

なお、受講申込が多数の際は、「栃木県総合教育センター社会教育主事講習受講者選定要領」に従い、受講者を決定します。

## 12 受講者の参集日時

### (1) 事前オリエンテーション兼接続確認テスト

- ・日時：令和8(2026)年7月7日(火) 午後1時30分～
- ・場所：受講者の職場や自宅等（オンライン形式の講習を受講する予定の場所で参加すること）

### (2) オンライン形式（開講式）

- ・日時：令和8(2026)年7月24日(金) 午前10時30分～
- ・場所：受講者の職場や自宅等

### (3) 参集形式

- ・日時：令和8(2026)年8月6日(木) 午前9時30分～
- ・場所：栃木県総合教育センター 各研修室

## 13 修了の認定

本講習の全科目の単位を修得した方には、修了証書を交付します。

## 14 受講にあたっての注意事項

### (1) 講習の欠席について

私事都合の他、業務の都合による欠席は認めません。申込時点で仕事（研修、部活指導を含む）や私事を理由に欠席が予定されている場合には、受講を許可しませんので、必ず、業務や生活等の影響を受けず受講に専念できるよう事前に調整してください。特に学校教員の方は研修が多い時期の開講になりますので、他の研修と重複していないか確認をお願いいたします。

### (2) オンライン形式の講義について

本講習では「Zoom workspace」アプリを使用して講習を実施します。講習当日までに、最新版へのアップデートをお願いいたします。

また、オンライン講習中は出席が確認できるよう、カメラをオンにして受講していただきます。長時間の離席や講習に関係ない作業が確認できた際は、単位認定を行いません。

### (3) 自然災害及び感染症等への対応について

台風や地震により講習を実施することが困難な場合や、感染症等の流行により集合形式で講習を実施することが困難な場合は、予定された日程及び実施方法から変更する場合があります。その場合は、別途お知らせします。

<別表1>

令和8年度栃木県総合教育センター社会教育主事講習カレンダー

(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)
7/5	7/6	7/7	7/8	7/9	7/10	7/11
		事前オリエンテーション				
7/12	7/13	7/14	7/15	7/16	7/17	7/18
7/19	7/20	7/21	7/22	7/23	7/24	7/25
					開講式	
					概論 1～3	
7/26	7/27	7/28	7/29	7/30	7/31	8/1
	概論 4～8	概論 9～13	概論 14～15 経営論 1～3	経営論 4～8	経営論 9～13	
8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8
		経営論 14～15 支援論 1～3	支援論 4～8	集合オリエンテーション 支援論 9～12	支援論 13～15 演習 1～2	演習 3～7
8/9	8/10	8/11	8/12	8/13	8/14	8/15
	演習 8～12	演習 13～17	演習 18～20 閉講式			

8月6日(木)～12日(水)は総合教育センターでの集合研修

<別表2>

令和8年度栃木県総合教育センター社会教育主事講習  
科目名、単位数、内容・テーマ、配当時間数、教育方法及び講師

科目名	単位数	月日	時間	時間数	内容・テーマ	実施方法	認定方法	備考				
生涯学習概論	2	7/24 (金)	10:30 - 11:30	3.0	※ 開講式							
			12:40 - 14:10		教育原理と社会教育・生涯学習	講義	レポート	オンライン (ライブ配信)				
			14:20 - 15:50									
			16:00 - 17:30		生涯学習振興施策の動向	講義	レポート					
		7/27 (月)	8:40 - 10:10	3.0	社会教育・生涯学習の意義	講義	レポート					
			10:20 - 11:50									
			12:40 - 14:10	1.5	社会教育の歴史と海外の社会教育	講義	レポート					
			14:20 - 15:50	1.5	社会教育関係法令	講義	レポート					
		7/28 (火)	16:00 - 17:30	1.5	社会教育に関する団体と指導者	講義	レポート					
			8:40 - 9:40	1.0	公民館の意義と役割	講義	レポート					
			9:45 - 10:45	1.0	博物館の意義と役割	講義	レポート					
			10:50 - 11:50	1.0	図書館の意義と役割	講義	レポート					
			12:40 - 14:10	1.5	栃木県の生涯学習振興施策の動向	講義	レポート					
			14:20 - 15:50	3.0	社会教育主事の役割と職務	シンポジウム	レポート					
16:00 - 17:30												
7/29 (水)	8:40 - 10:10	3.0	家庭、学校、地域の連携・協働と社会教育の役割	講義	レポート							
10:20 - 11:50												
社会教育経営論	2	7/29 (水)	12:40 - 14:10	3.0	社会教育行政と地域活性化	講義	レポート	オンライン (ライブ配信)				
			14:20 - 15:50									
			16:00 - 17:30	1.5	行政計画と事業評価	講義	レポート					
		7/30 (木)	8:40 - 10:10	3.0	社会教育施設の経営戦略	講義	レポート					
			10:20 - 11:50									
			12:40 - 14:10						1.5	学習成果の評価と活用	講義	レポート
			14:20 - 15:50						1.5	学びと活動の循環	講義	レポート
		7/31 (金)	16:00 - 17:30	1.5	学習課題の把握	講義	レポート					
			8:40 - 10:10	3.0	NPO、企業等との連携・協働の推進と地域の活性化	講義	レポート					
			10:20 - 11:50									
		12:40 - 14:10	1.5						学校を核とした地域ネットワークの形成	講義	レポート	
		8/4 (火)	14:20 - 15:50	3.0	社会教育士と地域連携教員の実践	シンポジウム	レポート					
16:00 - 17:30												
8:40 - 10:10	1.5		行政の広報戦略					講義	レポート			
10:20 - 11:50	1.5		多世代・異世代交流が生まれるネットワークの形成					講義	レポート			
生涯学習支援論	2	8/4 (火)	12:40 - 14:10	3.0	学習支援の方法と形態	講義	レポート	オンライン (ライブ配信)				
			14:20 - 15:50									
			16:00 - 17:30						1.5	学習支援に関する教育理論	講義	レポート
		8/5 (水)	8:40 - 10:10	1.5	地域人材の育成と成人教育	講義	レポート					
			10:20 - 11:50									
			12:40 - 14:10						1.5	特別な支援を要する人々の学習	講義	レポート
			14:20 - 15:50						1.5	学習プログラム編成の視点	講義	レポート
		8/6 (木)	16:00 - 17:30	3.0	参加型学習とファシリテーション	講義	レポート					
			9:30 - 10:00						※ 集合研修オリエンテーション			
		8/7 (金)	10:20 - 11:50	10.5	演習 参加型学習の実践とファシリテーション技法	演習	レポート		対面講習			
			12:40 - 14:10									
			14:20 - 15:50									
		社会教育演習	2	8/7 (金)	14:20 - 15:50	28.5	地域と学校が連携・協働する社会教育事業の企画立案		演習	成果物	対面講習	
					16:00 - 17:30							
8/8 (土)	8:40 - 10:10			(1)								
	10:20 - 11:50											
	12:40 - 14:10											
	14:20 - 15:50											
8/10 (月)	16:00 - 17:30			(2)								
	8:40 - 10:10											
	10:20 - 11:50											
	12:40 - 14:10											
8/11 (火)	14:20 - 15:50			(3)								
	16:00 - 17:30											
	8:40 - 10:10											
	10:20 - 11:50											
8/12 (水)	12:40 - 14:10	1.5	講習全体のふりかえり	演習	リフレクションシート							
	14:30 - 15:00					※ 閉講式						

※講師の都合等により、講義内容の順序が一部変更する場合がございます。

## 社会教育主事講習関係法規（抄）

### ○社会教育法（昭和二十四年六月十日法律第二百七号）（抄）

（社会教育主事の資格）

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
  - イ 社会教育主事補の職にあつた期間
  - ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間
  - ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）
- 二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
- 三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの
- 四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

（社会教育主事の講習）

第九条の五 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

- 2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

## ○社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）（抄）

（趣旨）

第一条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号。以下「法」という。）第九条の五に規定する社会教育主事の講習（この章中以下「講習」という。）については、この章の定めるところによる。

（講習の受講資格者）

第二条 講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第十七号。以下「改正法」という。）附則第二項の規定に該当する者
- 二 教育職員の普通免許状を有する者
- 三 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第一百五十五条第二号各号（第三号及び第八号を除く。）のいずれかに該当する者
- 四 二年以上法第九条の四第一号イ及びロに規定する職にあつた者又は同号ハに規定する業務に従事した者
- 五 四年以上法第九条の四第二号に規定する職にあつた者
- 六 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

（受講申込）

第二条の二 講習を受講しようとする者は、講習を実施する大学その他の教育機関に申込書を提出しなければならない。

（科目の単位）

第三条 社会教育主事となる資格を得ようとする者は、講習において次の表に掲げるすべての科目の単位を修得しなければならない。

科目	単位数
生涯学習概論	二
社会教育経営論	二
生涯学習支援論	二
社会教育演習	二

（単位修得の認定）

第七条 単位修得の認定は、講習を行う大学その他の教育機関が試験、論文、報告書その他による成績審査に合格した受講者に対して行う。

- 2 講習を行う大学その他の教育機関は、受講者がすでに大学において第三条の規定により受講者が修得すべき科目に相当する科目の単位を修得している場合には、その単位修得をもつて同条の規定により受講者が修得すべき科目の単位を修得したものと認定することができる。
- 3 講習を行う大学その他の教育機関は、受講者が、文部科学大臣が別に定める学修で、第三条に規定する科目の履修に相当するものを行つている場合には、当該学修を当該科目の履修とみなし、当該科目の単位の認定をすることができる。

（修了証書の授与）

第八条 講習を行う大学その他の教育機関の長は、第三条の規定により八単位以上の単位を修得した者に対して、講習の修了証書を与えるものとする。

- 2 講習を行う大学その他の教育機関の長は、前項の規定により修了証書を与えたときは、修了者の氏名等を文部 科学大臣に報告しなければならない。
- 3 第一項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。

# 栃木県総合教育センター社会教育主事講習受講者選定要領

栃木県総合教育センター所長決裁

## (目的)

第1条 栃木県総合教育センター（以下「センター」という。）が実施する社会教育主事講習（以下「講習」という。）の受講者を選定することを目的として、本要領を定める。

## (選定者)

第2条 受講者の選定は、講習の運営委員会（以下「委員会」という。）の審議により決定される。

## (受講候補者)

第3条 講習の受講候補者は、各都道府県教育委員会の社会教育主事講習担当課を経由して申込があったものとする。

2 委員会の事務局は、下表の優先順位をもとに受講候補者を順位付けした名簿を作成する。

優先順位	新規/学び直し	推薦要件
1	新たに社会教育主事になる資格を得るために受講を希望する者	A：社会教育主事の発令を予定している者
2		B：地域の社会教育の中核を担う者
3		推薦無し
4	社会教育士の称号取得を目的として受講を希望する者	A：社会教育主事の発令を予定している者
5		B：地域の社会教育の中核を担う者
6		推薦無し
7	栃木県外で以下のいずれかに該当する都道府県経由で受講を申し込んだ者 (1) 文部科学省から委託を受けた講習実施機関が置かれている都道府県 (2) 当センターより近いところに文部科学省から委託を受けた講習実施機関がある都道府県	

3 委員会は、事務局が作成した名簿を基に受講者の選定について審議する。

## (受講許可証)

第4条 委員会の事務局は、委員会の審議により選定された受講者へ、受講許可証を送付する。

## (その他の必要な事項)

第5条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

この要領は、令和8(2026)年4月27日から施行する。

## 栃木県総合教育センター社会教育主事講習単位修得認定細目

令和8(2026)年4月27日  
栃木県総合教育センター所長裁定

標記講習における「社会教育主事講習規程」(昭和26年文部省令第12号。以下、「省令」という。)第7条の規程による単位修得の認定は、「社会教育主事講習の実施について(運用指針)」(平成18年4月3日社会教育課長決定)に基づき、次の要件を総合的に考慮し、外部有識者も加えた運営委員会の議を経て行うものとする。

- 1 受講者は、各科目、全ての講義・演習について視聴及び参加していること。ただし、栃木県総合教育センター所長がやむを得ない事由であると認めた場合には、欠席として認める。  
なお、その場合であっても、単位修得のための出席時間数は各科目とも5分の4以上でなければならない。
  - 一 20分を超えて遅刻・早退・途中退室等した場合は、該当する講義等全部につき欠席したものみなす。  
なお、遅刻・早退・途中退室等する場合は、事前に、事前にできなかつた場合は事後速やかにそれを証明する書面を添付する等して届け出るものとする。(様式「欠席届」)
  - 二 やむを得ない事由によって欠席した講義・演習については、補講その他の措置をもって出席時間数に代えることができる。
- 2 科目ごとの課題(省令第7条に規定する「試験、論文、報告書その他による成績審査」に該当するもの)について、「合格」の評価を得ていること。
- 3 「社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の施行について」(平成30年2月28日付け文科生第736号)に基づき、栃木県総合教育センターにおいては、講習内容を体系的に理解し、実践力を高めてもらうため原則として「生涯学習概論」、「社会教育経営論」、「生涯学習支援論」、「社会教育演習」の順に受講することとする。
- 4 受講者がやむを得ない事由によって欠席し単位を修得できない科目がある場合、欠席があった科目の単位認定は行わないが、他の科目については単位認定を行う。
- 5 受講者がやむを得ない事由以外の理由で欠席した場合、受講した全科目について単位認定は行わない。
- 6 その他、講義・演習等における履修状況が適切であると認められること。履修状況が適切でないとセンター所長が判断する具体的なケースについては、実施要項で定めるものとする。

## 社会教育主事講習単位修得認定細目におけるやむを得ない事由について

令和8(2026)年4月27日  
栃木県総合教育センター所長裁定

「社会教育主事講習単位修得認定細目」(令和8(2026)年4月1日栃木県総合教育センター所長裁定)第1項において、栃木県総合教育センター所長が認めるやむを得ない事由とは、次の各号に掲げるものとする。

- 1 本人の病気又は怪我のため出席できない場合
- 2 親族の看護や介護のため出席できない場合
- 3 公共交通機関の遅延、天災等により出席できない場合
- 4 受講者の親族が死亡した場合で、受講者が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため、出席できない場合。  
なお、親族の範囲及び日数は、「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」(平成7年栃木県人事委員会規則第2号)第11条の規定を準用する。
- 5 その他、受講者本人の責に帰さない事由により受講が困難となる等、社会通念上、出席できないことがやむを得ないと認められる場合。

(参考) やむを得ない事由による欠席を届ける場合の添付資料の例

事由	添付資料
本人の病気又は怪我	次のうち、病気や怪我で医療機関にかかったことを証明できる書面、いずれか1点 ・ 医師または医療機関の証明書 ・ 処方箋(写しでも可) ・ 医療機関または調剤薬局の領収書(処方箋に基づき調剤された薬の領収書)
親族の看護や介護	次のうち、親族の病気や介護が必要であることを証明する書面、いずれか1点 ・ 医師または医療機関の証明書 ・ 処方箋(写しでも可) ・ 医療機関または調剤薬局の領収書(処方箋に基づき調剤された薬の領収書)
親族の死亡にかかる葬儀、服喪、その他行事	死亡や葬儀等があることを証明できる書面、いずれか1点 ・ 死亡届 ・ 訃報の案内状 ・ 葬儀や法要に関する案内状
その他	・ 遅延証明書 ・ 事故証明書など

# 受講申込について

## 1 受講資格を確認します。

省令第2条各号のいずれかに該当する者であれば受講できます。なお、受講資格によって、講習修了後に得られる資格や、受講希望者が多かった際の選考などに影響が出ることはありません。複数の受講資格に該当する際は、申請書類が用意しやすい受講資格で申込することをおすすめいたします。

<参考>

受講資格	該当する者の例
第1号	大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者
第2号	学校教育職員の普通免許状を有している者
第3号	専修学校の専門課程を修了した者のうち、大学に編入学することができるもの 他
第4号	2年以上、社会教育主事補、司書・学芸員等、社会教育に関係する業務に従事している者 他
第5号	4年以上、学校の教職員、専修学校の校長及び教員、少年院又は児童自立支援施設において教育を担当する職にあった者
第6号	その他文部科学大臣が上記に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

※受講資格に該当するか不明な場合は、関係都道府県の担当課にお問い合わせ下さい。

(担当課一覧：[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/gakugei/syuj/mext\\_01148.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/syuj/mext_01148.html))

## 2 受講資格に関する申請書類を用意します。

申請に必要な書類は以下のとおりです。

<必要書類一覧> (◎：必須 △：必要に応じて作成)

	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
大学等の卒業証明書または単位修得証明書 (※発行から3ヶ月以内のもの、卒業証書の写しは不可。)	◎		◎			
教員免許状の写し又は教育職員免許状授与証明書 (※複数の免許状を持つ場合、受講資格に該当する1種類のみを添付すること。)		◎				
所属長の勤務証明書【様式2】 (※公印不要。文書番号がない場合、所属長名は手書きであること。)				◎	◎	◎
顔写真 (jpeg または png) (※サイズは縦4.0 cm×横3.0 cm。撮影から3ヶ月以内。 無帽、無背景、正面向きで顔の大きさが写真の4分の3程度ある顔がよくわかるもの。)	(提出不要) ※申込書類作成時に使用します					
単位修得認定申請書【様式4】及び 社会教育主事講習単位修得証明書【様式5】(ともにPDF) (※大学で単位を修得しており、一部科目の単位認定を申請する場合。 単位修得証明書については、大学が3ヶ月以内に発行したもので代替可能。)				△		
公的機関が発行する姓の変更が確認できる書類 (※上記の必要書類に旧姓のみしか記載されていない場合。 戸籍抄本や旧姓が併記された運転免許証等の写しなど。)				△		

### 3 受講申込書【様式1】を作成します。

申込書は「栃木県電子申請システム」から作成します。

(1) 以下の URL にアクセスし、システム上で必要事項を入力し申込みを行います。

URL : [https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=10114](https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=10114)

※システムの入力完了時点では、まだ申込手続きの完了にはなりません。

(2) システム上で作成された受講申込書をダウンロードし、印刷します。

システム上の申込を完了すると、申込内容を反映した受講申込書【様式1】が出力できるようになります。こちらのPDFデータをダウンロードしてください。

(3) 修正の必要が生じた際は、システム上で修正作業を行います。

システム上の申込を完了させると、入力したメールアドレスに申込IDとパスワードが発行されます。

### 4 (必要な人のみ) 推薦書【様式3】を用意します。

都道府県または区市町村は、教育長名で推薦書を発行することができます。受講希望者が定員より多かった場合は、「栃木県総合教育センター社会教育主事講習受講者選定要領」に基づき、推薦の有無等をふまえて受講者を決定します。

推薦を希望する際は、関係区市町村教育委員会または都道府県教育委員会にご相談ください。

### 5 必要書類とともに提出します。

受講申込については、都道府県教育委員会宛て一度提出し、受講資格の有無を確認した後、都道府県教育委員会から実施機関に提出されることになります。

なお、実施機関に勤務先やお住まいの住所によって、書類の提出先が異なります。

○公務員の方 : 勤務先がある都道府県の教育委員会事務局の社会教育主事講習担当課

○それ以外の方 : 居住する都道府県の教育委員会事務局の社会教育主事講習担当課

各都道府県教育委員会から実施機関への書類の提出期限は**令和8(2026)年6月5日(金)**必着としております。各都道府県教育委員会では、上記の日程より早い〆切を設定している場合がありますので、余裕を持って書類の準備をお願いいたします。

<書類の提出先について>

(1) 区市町村教育委員会の推薦を得る場合

事前に推薦を受ける承認を得てから、申込書類一式を推薦する区市町村教育委員会宛て提出してください。関係区市町村教育委員会は、作成した推薦書を添付し、関係都道府県教育委員会に提出してください。

(2) 区市町村教育委員会の推薦を希望しない場合

申込書類一式を、関係都道府県教育委員会に提出してください。

なお、都道府県教育委員会で推薦したい方がいる場合は、推薦書を作成し添付してください。

(3) 各都道府県教育委員会の提出先

(1)・(2)で取りまとめた書類について、受講資格を満たしているかどうか確認の上、下記住所まで送付ください。

〒320-0002

栃木県宇都宮市瓦谷町 1070 番地 栃木県総合教育センター生涯学習部 行

※封筒に朱書きで「社会教育主事講習申込書類在中」と明記ください。

(様式1)

## 令和8年度 栃木県総合教育センター社会教育主事講習 受講申込書

栃木県総合教育センター所長 殿

この申込書は、栃木県電子申請システムで必要事項を入力すると、入力内容が反映されたものが出力されます。

申込日： \_\_\_\_\_

令和8年度栃木県総合教育センター社会教育主事講習を受講したいので、受講資格を証明する書類を添えて、下記により申し込みます。

記

### <申込者情報>

基準日：令和8(2026)年5月1日

(ふりがな)				顔 写 真	
氏名					
生年月日		年齢			
電話番号(自宅)					
E-mail					
自宅住所	〒 _____				
勤務先	名称				
	職名		電話番号		
	住所	〒 _____			

### <申込内容>

		受講希望	単位認定申請	
			申請	申請理由
科目名	生涯学習概論			
	社会教育経営論			
	生涯学習支援論			
	社会教育演習			
講習中の緊急連絡先	氏名		ふりがな	
	連絡先		本人との関係	
健康上の留意点			(ありの場合の配慮事項)	

<職歴・学歴等>

受講要件		社会教育主事講習等規程第2条	に該当
最終学歴	学校名		
	卒業年月		
教員免許状の種類			
職歴	( ~ )		
	( ~ )		
	( ~ )		
	( ~ )		

<申込にあたっての確認事項>

個人情報の取り扱いについて		
講習の欠席について		
申込書類の提出先		

<個人情報の取り扱いについて>  
 本紙に記載された申込者の個人情報（住所・氏名・電話番号・メールアドレスなど）については、本講習の運営上の諸連絡、受講者等の管理、単位修得認定証明書の発行及び、本講習の運営や社会教育に関する調査やアンケート、関連する講習や企画の案内等に使用いたします。  
 申込み者が本講習中に緊急に医療機関等を受診する際に、生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときは、医療機関等に個人情報を提供する場合があります。  
 栃木県総合教育センターでは、申込者の個人情報が毀損や漏洩等しないように適切な安全管理に努めます。

<講習の欠席について>  
 本講習は、全ての講座に出席いただくことを原則としております。当初より業務（研修・部活指導を含む）や私事を理由に欠席が予定される場合には、受講を許可していません。必ず、業務や生活等の影響を受けず受講に専念できるよう事前に調整してください。  
 特に学校教職員の方におかれましては、教職員向けの研修が多い時期での受講になります。研修の重複がないか確認の上、申込みください。

<書類送付前に、不備がないかご確認ください>

- 受講に専念できる環境の調整は済んでいますか？
- 受講申込書の内容に記載の誤りはありませんか？
- 受講資格の証明書等は用意できていますか？
- 提出書類の氏名は旧姓になっていませんか？（旧姓の場合、必要な書類は用意済みですか？）

(様式2)

(文書番号)

## 勤 務 証 明 書

氏 名

生年月日 昭和 年 月 日

上記の者が下記のとおり勤務していたことを証明します。

記

期間	所属・役職名	職務内容
令和 年 月 から 令和 年 月 まで ( 年 か月 )		
令和 年 月 から 令和 年 月 まで ( 年 か月 )		
令和 年 月 から 令和 年 月 まで ( 年 か月 )		

令和 年 月 日

所属長 (役職・氏名)

## 勤務証明書

氏名 栃木 太郎

生年月日 昭和XX年XX月XX日

上記の者が下記のとおり勤務していたことを証明します。

## 記

期間	所属・役職名	職務内容
令和3年4月 から 令和4年3月 まで ( 1年0か月 )	〇〇市生涯学習センター 主事	・幼児・小学校低学年の子どもを持つ親向けの 連続講座の企画・運営補助 ・シニア向け連続講座の企画・運営
令和5年4月 から 令和6年3月 まで ( 1年0か月 )	〇〇市教育委員会事務局 生涯学習課 主任	・〇〇小学校区における地域学校協働活動の運 営支援 ・一般市民対象の人権講座の企画立案

令和8年X月XX日

〇〇市教育委員会事務局生涯学習課長 栃木 一子

[公印省略可]

## &lt;書類作成時の注意事項&gt;

○本書類は、受講資格第4～6号に該当する方が提出する書類になります。

○電子データでも作成可能です。その際は、必ず文書番号を記載してください。

文書番号を付けない場合は、所属長の署名は自筆をお願いします。

○全ての経歴を書く必要はありません。

・期 間：必要な経験年数を満たしていることが確認できれば問題ありません。

・所属・職務：資格に関わる職務内容であることがわかるように記載ください。

(様式3)

(文書番号)  
令和 年 月 日

栃木県総合教育センター所長 殿

推薦者（役職・氏名）

### 推 薦 書

下記の者を令和 年度社会教育主事講習の受講候補者として推薦しますので、受講に御配慮いただけますようよろしくお願いします。

#### 記

通し番号	氏名	所属・職名	推薦要件

#### < 推薦事務担当者 >

所 属	
職 名	
氏名(ふりがな)	
電 話 番 号	
メールアドレス	

栃木県総合教育センター所長 殿

〇〇市教育委員会教育長 △△ △△

## 推 薦 書

推薦者は、教育長とする。

下記の者を令和8年度社会教育主事講習の受講候補者として推薦しますので、受講に御配慮いただけますようお願いいたします。

## 記

通し番号	氏名	所属・職名	推薦要件
1	栃木 太郎	〇〇市立××小学校 教諭	A
2	宇都宮 花子	〇〇市立××中学校 教諭	A
3	下野 一郎	〇〇市××公民館 社会教育指導員	B

(推薦要件) A：社会教育主事として発令を予定している者  
B：地域全体の社会教育の振興の中核を担う者

## &lt; 推薦事務担当者 &gt;

所 属	〇〇市教育委員会事務局□□課
職 名	社会教育主事
氏名(ふりがな)	〇〇 〇〇
電 話 番 号	XXXX-XX-XXXX
メールアドレス	XXXXXX@XX.XX

## &lt; 書類作成時の注意事項 &gt;

- 〇1通で複数人を推薦することが可能ですが、受講希望者ごとに作成しても差し支えありません。
- 〇電子データで作成可能です。必ず文書番号を記載してください。

(様式4)

## 単位修得認定申請書

下記の表記載の「申請事由及び適用条件」を証する書類を添えて次のとおり申請いたします。

令和 年 月 日

栃木県総合教育センター所長 殿

(ふりがな)					昭和 年 月 日 平成
氏名					
住所	〒				
認定を希望する科目、単位数、申請事由及び適用条件	科目	単位数	希望	実施機関	申請事由及び適用条件
	生涯学習概論	2			
	社会教育経営論	2			
	生涯学習支援論	2			
	社会教育演習	2			
備考	(上記の表で記載できない場合等に記入してください。)				

<備考>申請事由を証する書類について

大学において、社会教育主事講習の科目に相当する科目の単位を修得した場合は、大学が発行する「単位修得証明書」を添付すること。大学において所定のフォーマットがない場合は、様式5「社会教育主事講習単位修得証明書」を提出すること。

(様式5)

### 社会教育主事講習単位修得証明書

氏 名

生年月日          年 月 日

上記の者は、社会教育主事講習の下記の科目の単位を修得したことを証明します。

記

法令で定めた科目	単位を修得した科目名	単位数	修得年度
生涯学習概論			
社会教育経営論			
生涯学習支援論			
社会教育演習			

令和 年 月 日

(教育機関名)

印